# 【新宿区自治基本条例について】

## 1 新宿区自治基本条例とは

新宿区の自治の基本理念を定めるとともに、自治の主役である区民の権利や責務、区議会、区長等の責務、 区政運営の原則などの「自治の基本ルール」を定める ものです。

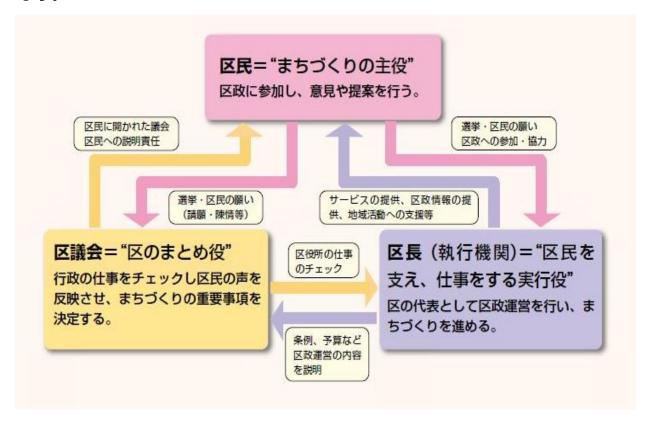
新宿区という区民に最も身近な自治体が自らの責任と権限により区政運営を行うとともに、区民・区議会・区長など自治の担い手がそれぞれの役割を果たすことで、だれもが「新宿区に住んで良かった」、「これからも住み続けたい」と思うようなまちづくりをめざすものです。

条例の第25条では、「区長は、4年を超えない期間 ごとに条例及び関連する諸制度について、区民及び議 会とともに検証を行うこと」を規定しています。



### 2 区民・区議会・区長(執行機関) の役割

自治基本条例では、区民・区議会・区長などそれぞれの役割を以下のとおり定めています。



## 3 自治基本条例にはどのようなことが規定されているのか

### (1) 区民の権利

| 1 | 「区政に関する情<br>報を知る権利」            | 単に区政に関する情報を受けるだけではなく、自ら区政に関する情報の提供を求めたり、内容の理解を深めたりすることができる権利のことをいいます。  |
|---|--------------------------------|--|
| 2 | 「公共サービスを<br>受ける権利」             | 区民は公共サービスを受ける権利を有しています。新宿区の具体的な公共サービスを行う機関として、区役所、特別出張所、区立小・中学校、図書館、歴史博物館、保健所、清掃事務所などが挙げられます。                            |
| 3 | 「区政に参加する<br>権利」                | 政策などの立案、事業の実施、その評価などの様々な過程において意見を述べ、事業の担い手として、また受け手として参加するなど、多様な方法による区民の参加を保障するものです。                                     |
| 4 | 「自治の担い手と<br>して、生涯にわた<br>り学ぶ権利」 | 「生涯にわたり学ぶ」とは、「理解する」、「情報を共有する」、「政策を提言する」の前提としての意味合いを含んでいます。学ぶことの重要さ、それこそが自治の担い手としての区民にとって、生涯にわたって必要な権利であるという認識から規定したものです。 |

#### (2) 区政運営の原則

区の役割として、公共サービスの提供及び財政状況の公表に関することや区民の意見を把握し、区民の区政への参加及び協働の機会を提供すること、行政評価を実施し、区政へ適切に反映することを定めています。

### (3)情報公開と情報共有

区民の区政への参加を推し進めていくためには、情報の取り扱いが極めて大切です。区政に参加する権利の前提として、 区民の知る権利を保障するとともに、区政に関する情報を積極的に公開することを定めています。これによって、皆さんと情報を共有しています。

